

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 二国間条約	第 1 章 二国間条約
1—1 通商関係条約	1—1 通商関係条約
(1) (省略)	(1) (同左)
イ (省略)	イ (同左)
ロ 条約の相手国のうちベラルーシ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア及びコソボについては、条約中の関税に関する最恵国条項に基づいてガット税率と同一の税率を適用することとなるので、関税法基本通達 3—3（協定税率を適用する国）に従って処理する。	ロ 条約の相手国のうちベラルーシ、 <u>カザフスタン、ロシア、タジキスタン</u> 、トルクメニスタン、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、 <u>モンテネグロ</u> 及びコソボについては、条約中の関税に関する最恵国条項に基づいてガット税率と同一の税率を適用することとなるので、関税法基本通達 3—3（協定税率を適用する国）に従って処理する。
(2) (省略)	(2) (同左)
第 2 章 多数国間条約	第 2 章 多数国間条約
2—9 専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 13 号）	2—9 専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 13 号）
同条約第 3 条第 9 項《専門機関が輸入する公用品についての関税の免除》、第 5 条第 13 項(f)《専門機関の加盟国の代表者として与えられる特権及び免除》、第 6 条第 19 項(f)《専門機関の職員に対して与えられる特権及び免除》及び同条第 21 項《専門機関の事務局長等に与えられる特権及び免除》並びに同条約の附属書により各専門機関についてこれらの基準条項が修正して適用される場合における特権及び免除の取扱いについては、すべて前記 2—8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。	同条約第 3 条第 9 項《専門機関が輸入する公用品についての関税の免除》、第 5 条第 13 項(f)《専門機関の加盟国の代表者として与えられる特権及び免除》、第 6 条第 19 項(f)《専門機関の職員に対して与えられる特権及び免除》及び同条第 21 項《専門機関の事務局長等に与えられる特権及び免除》並びに同条約の附属書により各専門機関についてこれらの基準条項が修正して適用される場合における特権及び免除の取扱いについては、すべて前記 2—8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。
なお、現在設置されている国際連合の専門機関は、別紙 6 のとおりであり、このうち国際労働機関、 <u>国際連合食糧農業機関、国際通貨基金、世界保健機関、世界知的所有権機関、国際連合工業開発機関、国連世界観光機関、国際復興開発銀行及び国際金融公社</u> については、我が国に地域事務所（国際労働機関駐日事務所、 <u>国際連合食糧農業機関駐日連絡事務所、国際通貨基金アジア太平洋地域事務所、世界保健機関健康開発総合研究センター、世界知的所有権機関日本事務所、国際連合工業開発機関東京投資・技術移転促進事務所、国連世界観光機関アジア太平洋センター、国際復興開発銀行・国際開発協会世界銀行東京事務所及び国際金融公社東京事務所</u> ）	なお、現在設置されている国際連合の専門機関は、別紙 6 のとおりであり、このうち国際労働機関、 <u>国際復興開発銀行、国際原子力機関、国際国際金融公社、国際連合工業開発機関及び世界保健機関</u> については、我が国に地域事務所（国際労働機関駐日事務所、 <u>国際復興開発銀行・国際開発協会東京事務所、国際原子力機関東京地域事務所、国際金融公社東京事務所、国際連合工業開発機関東京事務所及び世界保健機関健康開発総合研究センター</u> ）が設けられているので、留意する。

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
が設けられているので、留意する。			
別紙 1（1－1 関係）	（省略）	別紙 1（1－1 関係）	（同左）
別紙 2（1－2 関係）	（省略）	別紙 2（1－2 関係）	（同左）
別紙 3（1－3 関係）	（省略）	別紙 3（1－3 関係）	（同左）
別紙 4（2－1 関係） 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO 協定）の加盟国・地域 （平成 27 年 11 月 30 日現在）		別紙 4（2－1 関係） 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO の加盟国・地域 （平成 25 年 3 月 2 日現在）	
	国名		国名
加盟国・地域（162 カ国・地域（日本を含む。））	アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、EU、イエメン、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カザフスタン、カタール、ガーナ、カナダ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニア・ビサウ、キプロス、キューバ、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クウェート、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コートジボワール、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、サモア、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シンガポール、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スリランカ、スロバキア、スロベニア、スワジランド、セーシェル、セネガル、セントビンセント、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、ソロモン、タイ、大韓民国、タジキスタン、タンザニア、チェコ、チャド、中央アフリカ、中華人民共和国、チリ、台湾、チュニジア、デンマーク、ドイツ、トーゴ、ドミニカ、ドミニカ共和	加盟国・地域（159 カ国・地域（日本を含む。））	アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、EU、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カタール、ガーナ、カナダ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニア・ビサウ、キプロス、キューバ、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クウェート、グルジア、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コートジボワール、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、サモア、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、シンガポール、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スリランカ、スロバキア、スロベニア、スワジランド、セネガル、セントビンセント、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、ソロモン、タイ、大韓民国、タジキスタン、タンザニア、チェコ、チャド、中央アフリカ、中華人民共和国、チリ、台湾、チュニジア、デンマーク、ドイツ、トーゴ、ドミニカ、ドミニカ共和

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
国、トリニダード・トバゴ、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、日本、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、パナマ、バヌアツ、バーレーン、パプアニューギニア、パラグアイ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルネイ、ブルンジ、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ベルギー、ボツワナ、ポーランド、ボリビア、ポルトガル、香港、ホンジュラス、マカオ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、ヨルダン、ラオス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ルワンダ、レソト、ロシア	ナイジェリア、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、日本、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、パナマ、バヌアツ、バーレーン、パプアニューギニア、パラグアイ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルネイ、ブルンジ、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ベルギー、ボツワナ、ポーランド、ボリビア、ポルトガル、香港、ホンジュラス、マカオ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、ヨルダン、ラオス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ルワンダ、レソト、ロシア
別紙5（2-2～2-7、2-10～2-23 関係）（省略） 別紙6（2-9 関係） 国際連合の専門機関 国際労働機関（ILO）、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際民間航空機関（ICAO）、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、国際通貨基金（IMF）、世界保健機関（WHO）、万国郵便連合（UPU）、国際電気通信連合（ITU）、世界気象機関（WMO）、国際海事機関（IMO）、世界知的所有権機関（WIPO）、国際農業開発基金（IFAD）、国際連合工業開発機関（UNIDO）、<u>国連</u>世界観光機関（<u>UNWTO</u>）、世界銀行グループ（IBRD, IDA, IFC, MIGA, ICSID）	別紙5（2-2～2-7、2-10～2-23 関係）（同左） 別紙6（2-9 関係） 国際連合の専門機関 国際労働機関（ILO）、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際民間航空機関（ICAO）、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、国際通貨基金（IMF）、世界保健機関（WHO）、万国郵便連合（UPU）、国際電気通信連合（ITU）、世界気象機関（WMO）、国際海事機関（IMO）、世界知的所有権機関（WIPO）、国際農業開発基金（IFAD）、国際連合工業開発機関（UNIDO）、世界観光機関（WTO）、世界銀行グループ（IBRD, IDA, IFC, MIGA, ICSID）